

地域再生基本方針

平成17年4月22日閣議決定
平成18年2月17日一部変更
平成19年4月27日一部変更
平成19年12月7日一部変更
平成20年4月25日一部変更
平成20年6月6日一部変更
平成21年4月24日一部変更
平成22年4月23日一部変更
平成23年4月26日一部変更
平成24年1月27日一部変更
平成24年4月27日一部変更
平成24年11月2日一部変更
平成25年6月18日一部変更
平成26年4月25日一部変更
平成26年12月27日一部変更
平成27年8月28日一部変更
平成28年4月15日一部変更
平成29年3月31日一部変更
平成29年8月1日一部変更
平成30年6月1日一部変更
平成31年3月29日一部変更
令和元年12月20日一部変更
令和2年3月31日一部変更
令和3年3月30日一部変更
令和4年5月13日一部変更
令和5年3月31日一部変更
令和6年3月29日一部変更
令和6年5月24日一部変更
令和6年9月6日一部変更
令和7年3月28日一部変更
令和8年3月31日一部変更

目次

1 地域再生の意義及び目標

- 1) 地域再生の意義
- 2) 地域再生の目標

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 1) 地域の知恵と工夫のサポート・促進
- 2) 地方版総合戦略との連携
- 3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等
- 4) 民間のノウハウ、資金等の活用促進
- 5) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携
- 6) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

3 特定政策課題に関する基本的な事項

- 1) 特定政策課題の選定基準
- 2) 特定政策課題の選定の進め方
- 3) 特定政策課題の具体的テーマの設定

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

- 1) 地域再生計画の認定基準
- 2) 地域再生計画の作成の提案
- 3) 地域再生計画の認定手続等
- 4) 地域再生協議会の設置
- 5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置
- 6) 地域再生計画と連動した支援措置
- 7) 認定地域再生計画の実施状況等

5 地域再生の推進のために必要な事項

- 1) 法第4条の2の規定に基づく提案
- 2) 法第4条の3の規定に基づく提案
- 3) 地域再生推進法人の指定
- 4) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供
- 5) 透明性の確保

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、本地域再生基本方針を定める。

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方創生に関する総合戦略）」を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の

創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること

- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域の活力なくして国の活力はない。地域のやる気、知恵・工夫を引き出すには、国が考えた施策を押し付けるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、構造改革特区等と連携し、地域の声を踏まえて、規制の特例の導入、府省庁横断的な交付金の創設などの支援策の充実を図り、政府一体となった施策体系を構築し、地域が自主的・自立的に取り組む計画を支援してきたところである。

1) 地域の知恵と工夫のサポート・促進

① 地域再生のためのひとつづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPOや、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、地域の実情に精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地域の重要な政策テーマに応じて、地方公共団体との連携の下で、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援する。

② 地域に共通する主要な政策課題の解決に資する取組の推進

イ 特定政策課題の解決に資する取組の支援

全国の地域に共通する重要課題である特定政策課題の解決に資する取組を推進するためには、地域の自立的・自主的な取組を尊重した上で、国が重点的かつ総合的な支援を行う必要がある。

このため、特定政策課題の解決に資する取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するとともに、課題解決モデルを提示することにより、地域の知恵と工夫をいかした取組を支援する。

ロ 各種プログラムの推進

地域に共通する主要な政策課題に対する自主的・自立的な取組を推進

するためには、国の地域活性化に係る施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせ活用することができるようにすることが効果的である。

このため、これまでに地域再生本部において決定された「地域の知の拠点再生プログラム」、「地域の雇用再生プログラム」、「地域のつながり再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地域の交流・連携推進プログラム」、「地域の産業活性化プログラム」及び「地域の地球温暖化対策推進プログラム」を推進する。その際、地域においてこれらのプログラムを推進する上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別に定めるところにより、これらのプログラムと地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

③ 権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

地域の自主的・自立的な取組を迅速に進めるため、それぞれの地域において、特性等をいかした先進的な取組が自らの権限に基づき行われるよう、支援することが必要である。

このため、地方公共団体による地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務処理特例制度の積極的な活用のみならず、各種分野の権限移譲を推進し、また、地域の発案に基づく先進的な事業について、社会実験を積極的に展開する。

2) 地方版総合戦略との連携

地方公共団体において、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方創生に関する総合戦略）」を勘案した地方版総合戦略が策定され、それに基づいて具体的な地方創生事業の展開がなされる中であって、これを積極的に支援し、国と地方が共に力を合わせて地方創生の取組を加速していくことが重要である。

このため、従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）の設定とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の推進を財政面から支援する。

また、法人から地方公共団体への新たな資金の流れを巻き起こす観点から、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業に対する法人の寄附を促進する税制上の優遇措置（地方創生応援税制）を講ずることにより、地方公共団体の地方創生事業の実施を税制面から後押しする。

3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の

減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。地方においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。こうした構造的な課題に対処するため、以下のような支援策を総合的に実施する。

地方での安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大の推進に寄与する、事業者の本社機能を有している業務施設の地方への移転及び地方における拡充を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中の是正及び人口減少対策の観点から、東京から地方への本社機能を有している業務施設の移転を推進する。

また、民間団体が主体となる自主的なまちづくり（エリアマネジメント）の取組や商店街の活性化の取組を支援することにより、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」の取組を推進する。

中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を図るとともに、地域にあった自立的な事業を積み上げて地域経済の円滑な循環を促し、地域における仕事・収入を確保することにより、持続可能な地域づくりを推進する。

また、中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまちの形成を推進するとともに、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、住民の就業・交流の場等の多様な機能を導入し、多世代共生型のまちの形成を推進することにより、地域の持続的発展につなげる。

さらに、農山漁村地域においては、地域の中核的な産業である農林水産業を、若者にとっても魅力のある成長産業とするとともに、農林水産物をはじめとした地域資源を活用した6次産業化等を推進することにより、雇用創出・所得確保を図っていく。加えて、移住者による空き家や農地の取得を支援するなど、移住先の魅力ある環境の整備を進めることにより、農村地域等への移住を促進する。

また、急速に進む少子高齢化、人口減少や、環境制約の高まり等の大きな社会経済情勢の変化に対応した地域再生を進めるためには、時代に応じた制度改革を推進することが重要である。

このため、地域における特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するに当たって、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度や構造改革特区制度を最大限に活用することにより、その成功モデルを全国に展開し、全国的な課題解決を図るとともに、既存の施策体系の改善を図る。

なお、新たな支援措置を講ずる場合は、地域の諸課題に対し、地方公共団体

が自主的かつ総合的に取り組むことができ、地域住民が自らの判断と責任において取り組むことができるように留意する。

4) 民間のノウハウ、資金等の活用促進

医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業、高齢者・障害者等を積極的に雇用する事業については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間資金の活用を促進するための誘導措置を講ずる。

特に、国、地方とも財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を確実かつ効率的に進め、公共サービスの質的向上も図り、もって真に豊かな国民生活を実現するためには、PPP/PFIの積極的な活用が有効である。

これらにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、「官から民へ」の改革の流れを一層加速する。

5) 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携

1) から 4) までの地域再生の取組は、規制緩和の取組と適切に連携することにより相乗効果が期待される。このため、地方公共団体において地域再生の取組を検討する場合は、その政策手段として規制の特例措置を適切に組み合わせることで検討することが望ましい。また、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に行うなど、取組相互の有機的な連携を図るとともに、構造改革特区、総合特区や国家戦略特区のような地域限定の規制の特例措置と地域再生における制度改革の成果等を組み合わせることにより、地域の自主性、裁量性を拡大し、地域の活性化を加速する。

特に、特定政策課題の解決に資する事業（以下「特定地域再生事業」という。）については、特定政策課題をテーマとした提案募集の実施、構造改革特区制度の規制の特例措置との一体的活用、一括認定等を通じて密接な連携を図るものとする。

また、都市再生のためのまちづくり分野の規制緩和、公共施設整備や先導的な地域の活動への支援、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進等とも積極的に連携し、地域再生の取組を充実させていく。

あわせて、地域における多様な課題に対応した取組を後押しするため、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮する。また、地域における多様な

課題に対応した取組により持続可能な地域再生を実現していく上では、持続可能な開発目標（SDGs）を活用し、経済、社会及び環境の統合的向上などを図ることも有効である。

そのほか、規制・制度改革を担当する政府の関係機関との密接な連携を図る。

地域再生の取組に当たっては、これらを踏まえ、地域ブロックごとに、地域再生、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等に関する相談に一元的に対応するものとし、各府省庁における地域再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進する。

さらに、地域活性化に関する知見を有する政府以外の機関とも連携を図り、そのノウハウを活用することは極めて有用であることから、政府の関係機関のみならず、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者その他の関係者と相互に連携し、協働する。

6) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を効果的に支援するため、地域が一定の期間に地域再生を図るために実施する政策をまとめた計画を一定の基準に照らして評価し、政府の支援施策を重点的に講ずる。

このため、法第5条第15項により内閣総理大臣が認定する地域再生計画に基づき、交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図ることとする。

3 特定政策課題に関する基本的な事項

1) 特定政策課題の選定基準

地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題を、特定政策課題として選定するに当たっての判断基準は、次のとおりとする。

- ① 急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化などの社会経済情勢の変化を背景として、全国的に多くの地方公共団体が直面し、重点的な取組が必要な政策課題であること
- ② その解決に当たっては行政分野横断的な取組が必要であって、多くの地域では解決に向けた取組が進んでいない政策課題であること

2) 特定政策課題の選定の進め方

特定政策課題は、1)の判断基準に該当するもののうち、特に以下の基準に該当するものを優先的に選定するものとする。

- ① 早急に解決に向けた取組を進めなければ、それぞれの地域のみならず、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性があること
- ② 地方公共団体のみならず、民間の資金やノウハウ、NPO等の活用など、多様な主体による取組が期待されること

なお、特定政策課題については、当該特定政策課題に対する全国的な取組状況や当該特定政策課題に係る制度の改善状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととする。

また、特定政策課題を変更・廃止する場合には、当該特定政策課題に関し、地域が実施している事業の状況に十分留意し、地域再生の妨げにならないように地域の立場に立って調整を行う。

3) 特定政策課題の具体的テーマの設定

特定政策課題は、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）に定められたとおり、「地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」及び「地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興」である。

これらの特定政策課題については、既に一部の地方公共団体において、具体的な分野に絞った上で、その解決に向けた先駆的な取組が行われている。また、他の地域においても同様の分野の課題に直面している地域が多く、これらの分野で課題解決に対する支援が求められている。

こうした地域における状況を踏まえ、当面重点的に取り組むべき特定政策課題の具体的テーマとして、当該特定政策課題の内容に応じて、それぞれ以下に掲げるものを設定する。

- ① 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
 - イ 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
 - ロ 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
 - ハ 居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における小さな拠点の形成その他の地域活力の維持・向上
- ② 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興
 - イ 地域における農林水産物等の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
 - ロ 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

また、地域において特定政策課題に取り組む上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別に定めるところにより、これらの特定政策課題と地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。

ただし、これらの具体的テーマの設定は、地域による特定政策課題の解決に資する自主的・自立的取組を縛ろうとする趣旨ではなく、上に掲げた具体的テーマに該当しないものであって、地域の実情に応じて特定政策課題に該当する

課題を設定することを排除するものではない。

なお、特定政策課題の具体的なテーマについては、特定政策課題の解決に向けた全国的な取組状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととする。

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第15項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

① 地域再生基本方針に適合するものであること（第1号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3)の「地域再生計画の認定手続等」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。

あわせて、法第5条第4項第4号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

地域再生を図るために行う事業について、

イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

ロ 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

2) 地域再生計画の作成の提案

地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に則して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することとする。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することとする。

3) 地域再生計画の認定手続等

① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続

イ 地域再生計画の認定の申請の受付時期

毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。

ロ 計画の一体的な認定等

地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

なお、5) ⑱、⑲及び⑳の特例を活用し、地域再生計画の認定を受けたときは、構造改革特別区域計画、中心市街地活性化基本計画及び地域経済牽引事業促進基本計画について認定及び同意があったものとみなすこととする。

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生計画の認定を申請することができるものとする。

なお、都道府県及び市町村は、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

② 地域再生計画の認定申請に当たっての留意事項

イ 地域再生計画を作成する際には、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するよう努めることが望ましい。

ハ 4) に定める地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会において協議をしなければならないこととしている。

また、地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、特定地域再生事業が円滑かつ確実に実施されることが重要であることから、法第5条第5項に基づき、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならないこととしている。

ニ 地域再生計画の認定申請に当たって、地方公共団体は、法第5条第11項に基づき、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律等の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

その際、地方公共団体は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「地域再生を図るために行う事業」の内

容、関連すると考える理由を含む。)や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

ホ 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて以下に掲げる計画を提出することができる。

- a. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定により作成した都市再生整備計画
- b. 都市再生特別措置法第81条第1項の規定により作成した立地適正化計画（誘導施設の整備に関する事業等（同法第46条第1項の土地の区域における同条第2項第2号又は第3号に掲げる事業又は事務であつて市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。）が記載されているものに限る。）
- c. 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定により作成した地域住宅計画
- d. 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成した活性化計画
- e. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第5条第1項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画
- f. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定により作成した地域公共交通計画
- g. 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第4条第1項の規定により作成した観光圏整備計画

内閣総理大臣は、これらの計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による地域再生の実現に与える影響を考慮して、地域再生計画の認定を行うものとする。

これらの計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、当該計画の主務大臣にその写しを送付するものとし、当該大臣が当該計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について当該大臣への提出又は送付があつたものとみなすこととする。

③ 地域再生計画の記載事項

イ 地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項から第4項まで及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「内閣府令」という。）で定めるとおりである。

ロ 法第5条第4項第1号又は第2号に掲げる事項に係る事業を記載する場合にあっては、認定申請をしようとする地方公共団体の地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。この場合において、地方公共団体が共同して認定申請をしようとするときは、当該共同して認定申請をしようとする地方公共団体（港務局にあっては、当該港務局を

設立した地方公共団体) 全ての地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。

- ハ 法第5条第4項第1号ロに掲げる事業を記載する場合にあっては、同号イの地方創生事業その他の政策効果を高めるためのソフト事業と連携・組合せをするよう努めるものとする。
- ニ 法第5条第4項第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、次に掲げる事業に応じて、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域をそれぞれ設定するものとする。
- a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域又は準地方活力向上地域
- 地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域であることとする。
- i) 用地・施設の整備状況に関する情報の開示
 - ii) 事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充に関する手続きに係るワンストップ窓口の設置
 - iii) 事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充に係る人材育成・人材確保施策の実施
 - iv) 事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を図るための独自の助成措置や規制緩和等の実施
 - v) その他の事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充を促進するための取組
- なお、地域の設定に当たっては、地域の事業環境の整備状況や地域産業の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容等に応じて、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定めることとする。
- b. 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域
- 都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、内閣府令第29条に掲げる要件の全てに該当する地域であることとする。
- なお、近接する複数の市町村にまたがる地域を設定する場合の同条第1号の要件については、特に次のいずれかを満たすことを前提として地域を定めることとする。
- i) 鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体的に進められていることが認められる地域であること
 - ii) 広域都市計画区域を設定しているなど一体的な都市整備が進められていることが認められる地域であること
- ホ また、法第5条第2項第2号に掲げる事項には同条第4項各号に定める事項のほか、6) に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

- へ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。
 - a. 法令等を遵守しているものであること
 - b. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであることなお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。
- ト また、地方公共団体が、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等を活用する場合は、当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

④ 関係行政機関の長の同意等

内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画に法第5条第4項各号に掲げる事項が記載されている場合のほか、③ホに基づき6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合においても、地域再生計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。

関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定の判断を行うに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

⑤ 地域再生計画の認定

内閣総理大臣は、④の関係行政機関の長の同意を得て、法第5条第15項により、地域再生計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。

地域再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該地方公共団体に通知するものとする。

法第5条第16項により、内閣総理大臣は地域再生計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる

こととなっている。必要と認める場合とは、地域再生計画の認定に際して、地域再生本部の総合的な調整を必要とする場合である。

具体的には、6)に定める支援措置を適用する場合が想定されるが、この場合において、④に基づき関係行政機関の長の同意を得ることにより必要な調整を行ったものとする。

6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている地域再生計画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。

認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい。

⑥ 認定の取消し

認定地域再生計画について、法第10条第1項の規定により、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該認定地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該認定地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第10条第1項の規定により取消しを行う。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、内閣総理大臣が、法第10条第1項の規定により、認定地域再生計画の認定を取り消した場合、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、当該認定地域再生計画を作成した地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する事項が記載された地域再生計画について、法第5条第15項の認定を受けることができないこととする。ただし、当該地方公共団体が、自ら認定地域再生計画の認定の取消しを申し出たことにより、その認定が取り消された場合（認定地域再生計画の認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除く。）は、この限りでない。

⑦ 認定地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第10条の2第1項により、認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

⑧ 認定地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、5の1)の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

4) 地域再生協議会の設置

法第12条により、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について、5の3)により指定した地域再生推進法人や地域の関係者と協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとする。

また、地域再生推進法人や地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請し、また、自己を当該地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

この場合において、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、地域再生協議会を組織することの要請や地域再生協議会の構成員として加えることの申出に応じることとなる。

なお、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、当該地方公共団体の公報への掲載等により、組織した旨を公表することとされている。

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① まち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））

イ 法第13条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付する。

a. 法第5条第4項第1号イに規定する地方創生事業全般（b.に掲げる事業を除く。）

i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

ii) 移住及び定住の促進に資する事業

iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

- iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業
- b. 法第5条第4項第1号ロに規定する道・污水处理施設・港の整備事業
 - i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
 - ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
 - iii) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第5条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）
- ロ これらの交付金を充てて行う事業に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。
 - a. 地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。
 - b. 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定する。
 - c. 法第5条第4項第1号イに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度、交付金の交付に係る申請をする際に、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
 - d. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。その際、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
 - e. 内閣総理大臣は、法第5条第4項第1号イに規定する事業については内閣府において予算執行を行う一方、同号ロに規定する事業については、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種類別の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。
 - f. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業に係る交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各事業の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。
 - g. 地方公共団体は、法第5条第4項第1号ロに規定する事業については、事業の進捗等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。

ハイ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。

② まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例

法第13条の2により、認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された法第5条第4項第1号イに規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設であるもの（同法第244条の2第1項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第5号に規定する経費とみなす。

③ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

イ 法第13条の3により、法人が認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用する。

ロ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体は、イの寄附が当該事業の実施に必要な費用に充てられるよう、以下の事項に留意し、当該事業を適切に実施しなければならない。

- a. 寄附を受ける時点で当該事業の進捗を確認すること。
- b. 寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等当該事業の適切な実施を妨げる行為を行わないこと。
- c. 寄附を基金の積立てに充てる場合は、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回らないようにすること。
- d. 内閣府令第14条第3項の規定による報告において、寄附の総額が事業費を上回り、法第9条の規定により、内閣総理大臣又は関係行政機関の長が認定地方公共団体に対し、是正の要求を行った場合には、適正化の措置を講ずること。

ハイの寄附を受けた認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人に対して、寄附を受けたことを証する書類を交付することとする。

ニ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行った認定地方公共団体は、当該事業期間内の各会計年度終了後及び当該事業の完了後には、当該事業の実施状況に関する報告書を、内閣府令で定めるところにより、速やかに内閣総理大臣に提出することとする。

- ホ イの寄附を受けた認定地方公共団体にあつては、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはならない。
- a. 補助金を交付すること。
 - b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
 - c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
 - d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
 - e. その他経済的な利益を供与すること。
- ヘ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体が、イの寄附を受けた場合において、当該事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、当該認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人の名称を内閣総理大臣に報告するとともに、当該法人の名称を公表することとする。ただし、当該法人がその名称の公表を希望しない場合であつて、その公表を希望しない理由が正当であることについて、当該認定地方公共団体が、第三者を含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないことができることとする。
- a. 当該事業に係る入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、当該事業に係る契約の相手方又は当該契約の相手方から業務の委託を受けた者（以下「契約の相手方等」という。）が寄附を行った法人又は当該法人の関係会社（以下「寄附法人等」という。）である場合
 - b. 当該事業に係る契約が随意契約（少額のものを除く。以下同じ。）であり、かつ、当該事業に係る契約の相手方等が寄附法人等である場合
 - c. 当該事業に係る補助金の交付の申請をした者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合
 - d. 当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、当該負担金の拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である場合
- ト への報告を受けた内閣総理大臣は、その報告を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び寄附を行った法人の名称（その名称を公表しない場合は、その理由）を公表することとする。
- チ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う認定地方公共団体は、当該事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合にあつては、当該相手方を公表することとする。
- リ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、内閣総理大臣が、認定地域再生計画が法第5条第15項各号のいずれかに適合しなくなったものと認めて、法第10条第1項の規定により、その認定を取り消すことができる場合は、以下のとおりである。ただし、天災その他やむを得ない事由により以下の事態に至った場合においては、この限りでない。
- a. 法第5条第15項第1号の基準に適合しなくなったと認めるとき。

- i) 認定地方公共団体が、ロ a. から d. までに掲げる事項に留意せずに事業を実施する等、当該事業を適切に実施していない場合
- ii) 認定地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として、ホに掲げる行為を行った場合
- iii) その他当該事業が地域再生基本方針に適合しなくなった場合
- b. 法第5条第15項第2号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - i) 当該認定地域再生計画を実施しても、当初の目標が達成される見込みがなくなった場合
 - ii) その他当該認定地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められなくなった場合
- c. 法第5条第15項第3号の基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - i) 当該事業の実実施スケジュールが大幅に遅れた場合
 - ii) 当該事業の実実施が不可能となった場合
 - iii) その他当該事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合

④ 地域再生支援利子補給金

- イ 法第14条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するものと地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を支給することとする。
 - ロ 金融機関は、地域再生協議会の構成員であり、かつ、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。
- ハ 地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

⑤ 特定地域再生支援利子補給金

- イ 法第15条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するものと特定地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を支給することとする。
 - ロ 金融機関は、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。
- ハ 特定地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

- ⑥ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
法第16条により、特定地域再生事業のうち認定地域再生計画に記載された小さな拠点の形成に資する事業（集落生活圏（法第5条第4項第8号に規定する集落生活圏をいう。以下同じ。）における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の内閣府令で定める事業をいう。）を行う株式会社により発行される株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用する。
なお、当該事業を行う株式会社が一定数以上の常時雇用する従業員数を確保していることや設立の日から10年未満であることなどの内閣府令で定める要件に適合すること及び当該株式会社が発行する新規株式を個人が払込みにより取得したことについて、地方公共団体の確認を受けた場合に限り、株式を取得した個人の所得税に関して寄付金控除が適用される。
- ⑦ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例
法第17条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。
- ⑧ 地方における本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例
イ 認定を受けた都道府県の知事（以下「認定都道府県知事」という。）は、法第17条の2第3項により、事業者が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を認定することができる。
ロ 法第17条の3により、認定都道府県知事による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業（これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務児童福祉施設」という。）を整備する事業を含む。）の実施に必要な資金を社債発行及び借入れにより調達する場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証制度を活用することができるものとする。
ハ 法第17条の4により、認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、取得等した建物及びその附属設備並びに構築物について、その事業の用に供した場合に、課税の特例を適用する。
ニ 法第17条の5により、認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業

務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員を増加させた場合に、課税の特例を適用する。

- ホ 法第17条の6により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、次に掲げる措置を講じた場合、当該措置により生じる減収額の一部を普通交付税により補填する。
 - a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、当該特定業務施設に係る事業税、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税を行った場合
 - b. 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業については、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合

⑨ 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

- イ 認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、法第17条の7第8項により、地域来訪者等利便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定市町村の議会の議決を経て、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができる。
- ロ 法第17条の8及び第17条の9により、認定市町村は、条例で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付するものとする。
- ハ 法第17条の10により、認定市町村が、あらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合には、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から2年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があったときは、公園管理者は、その占用の許可を与えるものとする。

⑩ 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

- イ 認定市町村は、法第17条の13により、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業の実施に関する計画（商店街活性化促進事業計画）を作成することができる。

当該計画には、商店街活性化促進区域の区域、商店街活性化促進事業に関する基本的方針、基本的方針に適合する事業（以下「適合事業」という。）を行い、又は行おうとする者に対する認定市町村が講ずべき支援等を記載するものとする。

ロ 法第17条の14により、認定市町村は、当該商店街活性化促進区域における適合事業を行い、又は行おうとする者及び建築物又は土地の所有者等に対し、商店街の活性化のために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内において計画に即した利活用のなされていない建築物又は土地について、計画達成のため必要があると認めるときは、その所有者等に対し、計画に即した利活用を要請することができるものとする。

この場合において、認定市町村の長は、必要があると認めるときは、当該建築物又は土地に係る権利の処分についてあっせん等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

認定市町村の長は、要請を受けた所有者等が当該要請に係る措置を講じておらず、当該建築物又は土地の利用状況や現況等を調査した結果、当該措置を講じていないことについて正当な理由がないと認めるときは、所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ハ 法第17条の15により、商店街活性化促進区域においては、商店街振興組合の設立の要件を緩和するものとする。

ニ 法第17条の16により、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）における保険限度額の拡大等が認められるものとする。

⑪ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

イ 認定市町村は、法第17条の17により、都道府県知事や地域住民の代表者等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載された集落生活圏について、地域再生土地利用計画を作成することができる。

当該計画には、地域再生拠点を形成するために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率かつ総合的な利用（以下「農用地等の保全及び利用」という。）を図る区域（以下「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。

ロ 法第17条の18により、地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設に係る開発・建築行為（地域再生拠点区域内で行われるものを除く。）又は地域再生拠点区域内におけるその他の開発・建築行為等を行おうとする者は、認定市町村の長に届け出なければならないものとする。認定市町村の長は、地域再生拠点の形成を図る上

で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該行為の場所又は設計の変更等を勧告することができるものとする。当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハ 法第17条の19により、認定市町村は、地域再生土地利用計画に記載された農用地等保全利用区域において、農用地等の所有者等に対し、農用地等の保全及び利用を図るために必要な情報提供等の援助を行うものとする。認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が地域再生土地利用計画に即して利用を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められる場合で、地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対して勧告することができるものとする。

ニ 地域再生土地利用計画に地域再生拠点区域内における誘導施設を整備する事業に関する事項を記載し、都道府県知事の同意を得たときは、法第17条の20、第17条の21及び第17条の22により、当該事業により整備される誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）に関して以下の特例を適用することとする。

a. 都道府県知事が同意した地域再生土地利用計画（以下「同意地域再生土地利用計画」という。）に従い、事業実施主体が、整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があつたものとみなす。

b. 同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外するために行う農用地区域の変更については、同法第13条第2項に定める農用地区域からの除外要件を適用しない。

c. 市街化調整区域内において同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号に掲げる開発行為とみなす等。

⑫ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

法第17条の23により、法第5条第4項第9号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第17条の17第9項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客

運送者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する家用有償旅客運送を行う者をいう。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができるものとする。

⑬ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の24により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業（生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業）の実施に関する計画（生涯活躍のまち形成事業計画）を作成することができる。

認定市町村は、5の3）のとおり、法第19条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第17条の25から第17条の27までに定めるとおり、認定地域再生計画に基づき生涯活躍のまち形成事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。

当該生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するものとする。当該生涯活躍のまち形成地域の区域は、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域として認定市町村が定める区域を記載する。

ロ このほか、生涯活躍のまち形成事業計画には、おおむねa. からe. までに掲げる事項を記載するものとする。

a. 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するための施策として、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助や、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

b. 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームその他の高年齢者に適した住宅をいう。以下同じ。）を記載するとともに、当該高年齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

c. 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（法第17条の24第3項第3号に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号介護事業等

- の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。)を記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
- d. 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するための施策として、情報の提供、便宜の供与等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - e. a. から d. までに掲げる事項のほか、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要と認める事項を記載する。
- ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の24第4項各号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる。当該事項を記載し、かつ厚生労働大臣や都道府県知事の権限に係るものについてその同意を得たときは、法第17条の28、第17条の32、第17条の33及び第17条の34により、以下の特例を適用することとする。
- a. 生涯活躍のまち形成事業計画に記載され、厚生労働大臣の同意を得た事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）に関して、当該同意事業協同組合等の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等に委託して、生涯活躍のまち形成事業として行われる事業の実施のため必要となる労働者の募集を行わせるときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項に定める厚生労働大臣の許可又は厚生労働大臣に対する届出を要するとの規定は適用しない。
 - b. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載された有料老人ホームに関する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定による届出については、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。
 - c. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、都道府県知事の同意を得た居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。
同様に、当該計画に必要事項が記載された地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、第一号介護事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。
 - d. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、法第17条の24第12項の規定により都道府県知事の同意を得た生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の旅館業の許可があったものとみなす。

⑭ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の36第1項により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業（地域住宅団地再生区域において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「地域住宅団地再生事業計画」という。）を作成することができる。

認定市町村は、5の3)のとおり、法第19条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、地域住宅団地再生事業計画に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第17条の37から第17条の39までに定めるとおり、認定地域再生計画に基づき地域住宅団地再生事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。

当該地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するものとする。当該地域住宅団地再生区域の区域は、自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適当と認められる区域として認定市町村が定める区域を記載する。

ロ このほか、地域住宅団地再生事業計画には、おおむね a. から g. までに掲げる事項を記載するものとする。

a. 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針を記載する。

b. 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設、集会施設その他の当該地域住宅団地再生区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設を記載するとともに、これらの施設を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

c. 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅を記載するとともに、当該高齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

d. 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービスを記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

e. 地域住宅団地再生区域において住民の交通手段の確保を図るために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

f. 地域住宅団地再生区域への移住を希望する者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する者の来訪及び滞在を促進するため

に認定市町村が講ずべき施策に関する事項を記載する。

g. a. から f. までに掲げる事項のほか、認定市町村が地域住宅団地再生事業の実施のために必要と認める事項を記載する。

ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の36第5項各号に掲げる事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができる。当該事項のうち、国土交通大臣や都道府県知事の権限に係るものについて、その同意を得て地域住宅団地再生事業計画に記載したときは、法第17条の40から第17条の48まで、第17条の52及び第17条の53並びに第17条の56から第17条の58までにより、以下の特例を適用することとする。

a. 国土交通大臣の同意を得て住居専用地域建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の住居専用地域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、特定行政庁は、当該計画に記載された当該事業に係る基本的な方針に適合すると認める場合においても、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の手続を経た上で、同条第1項から第4項までの規定のただし書に基づく許可を行うことができることとする。加えて、住居専用地域の目的に適合させるために必要な措置の内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項を地域住宅団地再生事業計画に記載し、利害関係を有する者からの意見を聴取し、建築審査会（同法第78条第1項に規定する建築審査会をいう。）の同意を得た上で、当該地域住宅団地再生事業計画を公表することで、同法第48条第15項の手続を省略できることとする。

また、国土交通大臣の同意を得て特別用途地区建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の特別用途地区内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）又は地区計画等建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の地区計画等の区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、それぞれ建築基準法第49条第2項又は第68条の2第5項の承認があったものとみなす。

b. 公告及び縦覧等の手続を経て都市計画建築物等整備促進事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、地域住宅団地再生区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、当該都市計画建築物等整備促進事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

c. 公告及び縦覧等の手続を経て特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業（診療所、介護施設、日用品販売店、老人福祉センターその

他の地域住宅団地再生区域の住民の日常生活に必要な施設であって、当該施設が不足することにより当該住民の日常生活に支障が生ずるおそれがあるもの（以下「特定施設」という。）の用途に供する建築物（以下「特定建築物」という。）の整備が必要とされる地域住宅団地再生区域内の区域（以下「特定区域」という。）において、住宅である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第52条第1項、第2項又は第7項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る特定区域内の建築物の部分について、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認める場合には、同条第6項の規定を読み替えて適用し、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。

- d. 公告及び縦覧等の手続を経て特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業（特定区域において、学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とすること（当該変更により当該特定建築物が建築基準法第55条第1項の規定に適合しないこととなる場合に限る。）を促進する事業であって、認定市町村が行うものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、当該建築物について、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと特定行政庁が認める場合には、同条第4項の規定を読み替えて適用し、引き続き建築物の高さ制限を適用しないこととする。
- e. 特定区域学校用途変更特定施設運営事業（特定区域において、特定建築物（学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために必要な用途に変更することにより整備されたものであって、当該認定市町村における地方自治法第238条第4項に規定する普通財産であるものに限る。）に設けられた特定施設を運営する事業であって、非営利の地域再生推進法人が行うものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該地域再生推進法人は、地域住宅団地再生事業計画に記載した実施期間内に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載した条件に基づき当該特定建築物及びその敷地を使用することができる。
- f. 公園管理者の同意を得た特定区域都市公園活用生活利便確保事業（特定区域内の都市公園において、日用品に係る露店、商品置場その他の住宅団地再生を図るために必要な施設を設置し、及び管理する事業をいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日から起算して2年以内に、当該事項に係る実施主体から当該事項に係る都市公園の占用について許可

の申請があったときは、公園管理者は、地域再生法施行令第20条で定める技術的基準に適合する場合に限り、その占用の許可を与えるものとする。

- g. 有料老人ホームを整備する事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該有料老人ホームに関する老人福祉法第29条第1項の規定による届出については、その設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。
- h. 都道府県知事の同意を得て居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ介護保険法第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。

同様に、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業又は第一号介護事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。

- i. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生道路運送利便増進事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、道路運送法の規定により許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。
- j. 国土交通大臣の同意を得て住宅団地再生自家用有償旅客運送（地域住宅団地再生区域において認定市町村又は非営利の地域再生推進法人が行う住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るための自家用有償旅客運送であって、その路線又は運送の区域が当該地域住宅団地再生区域内に存するものをいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、当該事項に係る実施主体は、道路運送法の規定により、登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。
- k. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定により登録若しくは許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- 二 独立行政法人都市再生機構は、認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であって、ロ b. の施設又は同 c. の

高齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができることとする。

⑮ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の62により、都道府県知事、農業委員会等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている既存住宅活用農村地域等移住促進事業（農村地域等移住促進区域において、農村地域等移住者（当該農村地域等移住促進区域に移住する者をいう。以下同じ。）に対して当該農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等及び農地又は採草放牧地についての権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画」という。）を作成することができる。

当該計画には、農村地域等移住促進区域の区域、農村地域等移住者による当該区域内における既存住宅の取得等を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項、農村地域等移住者による付随農地等（農村地域等移住促進区域内の既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就農のために必要な農地若しくは採草放牧地をいう。以下同じ。）についての農地法第3条第1項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとする。

ロ 国の行政機関の長又は都道府県知事は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等のため、都市計画法等の規定による許可等の処分を求められたときは、当該既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

⑯ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

イ 法第17条の64第1項により、認定市町村は、都道府県知事や都道府県農業会議等を加えた地域再生協議会における協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。

ロ 法第17条の65第1項及び第2項により、都道府県知事が同意した地域農林水産業振興施設整備計画（以下「同意地域農林水産業振興施設整備計画」という。）に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。

ハ 法第17条の66により、同意地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関

する法律第13条第2項に定める農用区域からの除外要件を適用しないこととする。

⑰ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

法第17条の67により、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業（地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもののうち、当該地方公共団体の長が管理者となる公共施設等の整備を伴うもの）を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、次に掲げる業務を営むことができることとする。

イ 当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣

ロ 当該認定地方公共団体に対する助言

ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

⑱ 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第17条の68により、法第5条第4項第15号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑲ 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第17条の69により、法第5条第4項第16号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の認定（同法第11条第1項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑳ 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例

法第17条の70により、法第5条第4項第17号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第15項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る地域経済牽引事業促進基本計画について地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による同意（同法第5条第1項の規定による変更の同意を含む。）があったものとみなすこととする。

㉑ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢

の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）別表1に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は次のとおりである。

- イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等【文部科学省】
- ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】
- ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

6) 地域再生計画と連動した支援措置

① 支援措置の活用について

イ 地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）による支援措置（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は、内閣府が関係府省庁と調整を行った上で、別に定める。

ロ これらの支援措置を活用する旨が明示されている地域再生計画については、3)④により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ただし、国庫補助を伴う支援措置について、当該支援措置に係る交付決定が既に行われており、単に関連事業として記載されている場合にあっては、当該支援措置に係る部分については認定の効果はなく、内閣総理大臣は当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意は求めないこととする。また、認定地方公共団体が、活用する支援措置を追加しようとする場合にあっては、計画の変更認定の申請を行うこととし、内閣総理大臣は当該変更認定に際して、関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ハ これらの連動施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、この場合も当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めないこととする。当該事項・事業の実施に当たっては、地方

公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

② 連動施策の支援措置の追加等について

内閣府及び関係府省庁は、連携して、毎年度、連動施策の支援措置の追加及び削除並びにその支援内容の充実及び見直しに努めるものとする。

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証

イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たっては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとするのが望ましい。

ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。

なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

ニ 内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、法第5章の特別の措置及び6)の支援措置（以下「地域再生計画認定制度等」という。）について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

5 地域再生の推進のために必要な事項

1) 法第4条の2の規定に基づく提案

① 提案の募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め誰からのものであっても受け付ける。

② 提案の対象

提案の対象は、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

特に、特定政策課題の解決に資する施策に係る提案については、これをテーマとした募集を行う。また、特定政策課題の解決状況等を踏まえて見直しを行う場合は、必要に応じ、これらの提案募集に併せ、特定政策課題の提案募集を行う。

③ 提案受付の方法

地域再生の推進に資する施策の提案は、本部の事務を処理する内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、毎年度1回行うこととし、募集時期については、構造改革特区制度等の提案募集との連携等にも配慮し決定する。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

2) 法第4条の3の規定に基づく提案

① 地方公共団体による提案

地域再生に取り組む地方公共団体の声に耳を傾け、より強力に支援を行うため、法第4条の3の規定に基づき、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を随時することができるものとする。

② 提案の対象

提案の対象は、地域の具体の課題解決に向けた税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置とする。なお、単に特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案ではなく、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする。

③ 提案受付の方法

提案は、内閣府において受け付けるものとする。また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省庁は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

④ 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとする。この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

なお、提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知するものとする。

3) 地域再生推進法人の指定

地方公共団体の長は、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、法第20条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができる。

地方公共団体の長は、指定をしたときは、当該地域再生推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

なお、地方公共団体の長は、地域再生推進法人の適正かつ確実な業務の遂行を確保するため、必要に応じ、その業務に関する報告をさせることができ、当該業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該地域再生推進法

人に対し、改善措置を命ずることができる。

4) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

① 職員の派遣の要請又はあっせん

法第34条により、地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

法第35条により、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、法第34条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

なお、この派遣は、実際に現場を見ながらアドバイス等を行うことが有効であることから、地域再生計画の作成から事業の実施に至るまでの各段階で、地方公共団体からの自主的かつ自発的な要請に応じて国の職員を地域に短期間出張させるものである。

【内閣府、各府省庁】

② 「地域再生伝道師」等外部専門人材の活用

各都道府県において、市町村の地域再生計画の作成等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的役割を果たす「地域再生伝道師」等外部専門人材を積極的に活用し、そのネットワーク化を推進する。

【内閣府】

③ 地域の「ワンストップ拠点」機能の強化

地域からの相談に対して、地方公共団体による地方創生の取組の相談窓口である地方創生コンシェルジュ制度を設けるとともに、総合的なコンサルティング業務を行うなど、地域にとっての「ワンストップ拠点」としての機能を強化するため、全国を8つに分けた地域ブロックごとに地方連絡室を設けて、一元的な相談窓口とするとともに、関係府省庁との連携を図りながら、国の施策・制度の照会への回答を含め、地域再生に向けた個別具体的な取組に対しアドバイスを行う。

【内閣府】

④ 地域再生に関する施策に関する情報の公表

法第36条により、地域再生に取り組む地方公共団体が施策を企画・立案するに当たって必要な情報をより容易に入手できるよう、関係府省庁の協力の下、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する情報等（補助金・交付金

等の予算措置、税制措置に加え、地域再生の推進のためにアドバイスや助言を行うことができる者の情報等）を、インターネット等により一元的に公表するとともに、地方公共団体が客観的なデータに基づき、自らの地域の現状と課題を把握するため、「地域経済分析システム（RESAS）」や「地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）」を提供する。

【内閣府】

5) 透明性の確保

地域再生制度の運用に当たっては、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、計画の認定に関する事務、提案募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、本基本方針の変更等に関する資料について、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。